

議第119号

権利の放棄について

県は、次により権利を放棄するものとする。

1 放棄する債権の内容及び貸付けの相手方

区 分	貸付年度	金 額	貸 付 け の 相 手 方
中小企業高度化 資金貸付金	昭和51年度	46,411,997円	山形市高木8番地 有限会社長久製造所

2 放棄する理由

債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

提 案 理 由

中小企業高度化資金貸付金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものである。